

平成二十四年度

第八十五回

東京都港湾審議会議事録

平成二十四年十一月九日(金)
於 都庁第二本庁舎三十一階特別会議室二十七

次 第

- 一 開 会
- 二 会長選任
- 三 会長代理指名
- 四 港湾環境整備負担金部会委員の指名
- 五 審議事項
 - (1) 東京都海上公園計画の変更(案)
 - (2) 東京港湾計画の軽易な変更(案)
- 六 報告事項
 - (1) 第三十一回港湾環境整備負担金部会の報告
 - (2) 港湾計画の改訂について
- 七 答 申
- 八 東京都副知事挨拶
- 九 閉 会

出席者

学識経験者

公立大学法人首都大学東京理事長

高橋 宏

(社) 日本港湾協会副会長

川嶋 康宏

日本機械輸出組合 部会・貿易業務グループリーダー

橋本 弘二

東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科教授

苦瀬 博仁(欠席)

東京大学大学院農学生命科学研究科教授

下村 彰男(欠席)

明治大学農学部教授

倉本 宣

青山学院大学経営学部教授

三村 優美子(欠席)

ジャーナリスト・環境カウンセラー

崎田 裕子

政策研究大学院大学特別教授

森地 茂(欠席)

独立行政法人港湾空港技術研究所理事

高橋 重雄

港湾・海上公園利用者

(社) 東京港運協会会長

鶴岡 元秀

東京倉庫協会会長

田中 稔(欠席)

東京港定航船主会会長

田邊 典夫

東京湾海難防止協会東京支部長

原 明正

東京港湾労働組合連合会副執行委員長

都澤 秀征

全日本海員組合関東地方支部長

増田 常男

(社) 東京都レクリエーション協会副会長

丸山 正

都民公募

大北 裕之

都民公募

六川 香織

港湾区域に隣接する特別区の区長

中央区長

矢田 美英(代理)

港区長

武井 雅昭(代理)

江東区長

山崎 孝明

品川区長

濱野 健(代理)

大田区長

松原 忠義(代理)

江戸川区長

東京都議会議員

多田正見(代理)

東京都議会議員

大沢昇

東京都議会議員

田中健

東京都議会議員

伊藤ゆう

東京都議会議員

鈴木あきまさ

東京都議会議員

田島和明

東京都議会議員

藤井一

東京都議会議員

清水ひで子

関係行政機関の職員

東京税関長

塚越保祐

関東地方整備局長

森北佳昭(代理)

関東運輸局長

内波謙一(代理)

東京海上保安部長

恩田隆

警視庁交通部長

久保木法男(代理)

東京都職員

副知事

安藤立美

港湾局長

多羅尾光睦

技監

前田宏

総務部長

黒田祥之

港湾経営部長

笹川文夫

臨海開発部長

石原清志

港湾整備部長

石山明久

離島港湾部長

渡辺滋

企画担当部長

古谷ひろみ

港湾経営改革担当部長

野瀬達昭

開発調整担当部長

大和田元

計画調整担当部長

大釜達夫

企画担当課長

田代純子

開 会 (午後一時三十分)

○田代企画担当課長 定刻となりましたので、ただいまから第八十五回東京都港湾審議会を開会させていただきます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本来でございますと、議事進行については会長にお願い申し上げるところでございますが、本日は新たな委員となつて初めて開かれる審議会でございますので、現在、会長が空席となつてございます。このため、しばらくの間は私、総務部企画担当課長の田代が進行役を務めさせていただきますと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、着席して進めさせていただきます。

本日の審議会は、所要時間約一時間三十分程度を予定しておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、本審議会は公開とさせていただきます。ご了承のほどよろしくお願ひいたします。

また、お手元のマイクでございますが、ご発言の際に手前のボタンを押していただきますと、マイクが赤く点灯いたしますので、その後お話しください。ご発言が終わりましたら、再度手前のボタンを押していただきますと赤ランプが消えますので、よろしくお願ひいたします。

議事に入ります前に、本日の委員の出席状況をご報告申し上げます。

ただいま、三十七名の委員のうち、代理出席の方を含めまして三十二名の委員にご出席いただいております。東京都港湾審議会条例に定める定足数を超え、本会が有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

次に、お手元の配付資料につきまして確認をさせていただきます。

まず、「会議次第」、「東京都港湾審議会委員名簿」でございます。次に、審議事項資料といたしまして、諮問書の写し、資料一「東京都海上公園計画の変更(案)」、資料二―一「東京港湾計画書 軽易な変更(案)」、資料二―二「東京港湾計画資料 軽易な変更(案)」、資料二―三「港湾計画の軽易な変更(案)」についてでございます。

次に、報告事項資料といたしまして、資料三「港湾環境整備負担金部会の報告」、資料四「港湾計画の改訂について」、資料四(参考資料)「京浜港の総合的な計画【概要版】」でございます。

このほか本日の「座席表」、「東京都港湾審議会条例」、「東京港便覧」をお配りしております。

配付資料の不足がございましたら、事務局までお申しつけください。

委員の紹介

○田代企画担当課長 引き続きまして、委員のご紹介でございます。お手元の委員名簿に従いまして、大変僣越ではございますが、私のほうからご紹介をさせていただきます。ご着席のままようお願いいたします。

なお、名簿に星印のついている方が今回新たに就任いただいた方となっております。

それでは、まず学識経験を有する皆様でございます。

高橋宏委員でございます。

川嶋康宏委員でございます。

橋本弘二委員でございます。

倉本宣委員でございます。

崎田裕子委員でございます。

高橋重雄委員でございます。

なお、苦瀬博仁委員、下村彰男委員、三村優美子委員、森地茂委員は、所用のためご欠席とのご連絡をいただいております。次に、港湾・海上公園利用者の皆様でございます。

鶴岡元秀委員でございます。

田邊典夫委員でございます。

原明正委員でございます。

都澤秀征委員でございます。

増田常男委員でございます。

丸山正委員でございます。

大北裕之委員でございます。

六川香織委員でございます。

なお、田中稔委員は所用のためご欠席とのご連絡をいただいております。

次に、港湾区域に隣接する特別区の区長の方でございます。

中央区長、矢田美英委員でございますが、本日は宮本恭介環

境土木部長が代理出席されております。

港区長、武井雅昭委員でございますが、富田慎二土木計画・

交通担当課長が代理出席されております。

江東区長、山崎孝明委員でございます。

品川区長、濱野健委員でございますが、東野俊幸都市環境事業部計画調整担当主査が代理出席されております。

大田区長、松原忠義委員でございますが、太田誠一まちづくり推進部長が代理出席されております。

江戸川区長、多田正見委員でございますが、千葉孝企画課長が代理出席されております。

次に、東京都議会議員の方々でございます。

大沢昇委員でございます。

田中健委員でございます。

伊藤ゆう委員でございます。

鈴木あきまさ委員でございます。

田島和明委員でございます。

藤井一委員でございます。

清水ひで子委員でございます。

次に、関係行政機関の方々でございます。

塚越保祐委員でございます。

森北佳昭委員でございますが、本日は吉永清人副局長が代理

出席されております。

内波謙一委員でございますが、本日は内田傑次長が代理出席

されております。

恩田隆委員でございます。

久保木法男委員でございますが、本日は門倉正明交通部理事

官が代理出席されております。

以上で出席委員のご紹介を終わらせていただきます。

次に、東京都側の出席者を紹介させていただきます。

副知事の安藤でございますが、本日所用のため、会の途中か

ら出席させていただく予定でございます。

港湾局長の多羅尾でございます。

港湾局技監の前田でございます。

総務部長の黒田でございます。

港湾経営部長の笹川でございます。

臨海開発部長の石原でございます。

港湾整備部長の石山でございます。

離島港湾部長の渡辺でございます。

企画担当部長の古谷でございます。

港湾経営改革担当部長の野瀬でございます。

開発調整担当部長の大和田でございます。

計画調整担当部長の大釜でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

会長選任

○田代企画担当課長 それでは、お手元の会議次第に従いまして、進めさせていただきます。

まずは、会長の選任でございます。

会長につきましては、東京都港湾審議会条例第五条第二項の規定により、学識経験を有する委員の中から互選により選任いただくこととなっております。

それでは、会長の選任につきまして、どなたかご推薦のご発言をお願い申し上げます。

丸山委員、お願いいたします。

○丸山委員 レクリエーション協会の丸山です。

会長の選任につきまして、ご提案を申し上げます。

当審議会の前代会長をお務めいただきました高橋宏委員に引き続き会長をお願いできればと思います。高橋委員は、実は平成十八年から三期連続で会長に就任され、当審議会のまとめを大変すばらしくしていただきました。

なお、委員は大変長いこと港湾業務の第一線にかかわったご経験を生かして、ずっとご活躍でございます。高橋委員には、まことにご苦勞なことと思えますが、ぜひ東京都の港湾行政の発展のために、ぜひ会長にご就任いただけたらと思ひまして、ご推薦を申し上げます。よろしく申し上げます。

○田代企画担当課長 ただいま丸山委員からご提案がございま

したが、皆様いかがでございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○田代企画担当課長 それでは、異議なしとのことでございますので、高橋委員に本審議会の会長をお願いしたいと存じます。

それでは、高橋委員には大変恐れ入りますが、会長席にお移りいただき、進行をお願いしたいと存じます。高橋会長、よろしくお願いいたします。

(会長席に移動)

○高橋会長 高橋でございます。皆様のご推薦をいただきましたので、大変不敏ではございますけれども、会長を引き受けさせていただきます。皆様のご協力をいただきながら、この重責を果たしてまいりたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

それでは、会議次第に従いまして、議事を進行させていただきます。

会長代理指名

○高橋会長 まず、会長代理の指名でございますが、東京都港湾審議会条例第五条第四項によりまして、会長に事故があるときには、学識経験を有する委員のうちからあらかじめ会長の指名する委員がその職務を代行するということになっておりますが、ここで指名させていただきたいと思っております。

引き続き川嶋委員にお願いしたいと思います。川嶋委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○川嶋委員 よろしく申し上げます。

港湾環境整備負担金部会委員の指名

○高橋会長 続きまして、港湾環境整備負担金部会委員の指名でございます。

東京都港湾審議会条例第二条第二項に、港湾環境整備負担金に関する事項が本審議会の所管事項となっております。これにつきましても、昭和五十五年度の第三十七回東京都港湾審議会におきまして、専門部会を設置し審議することになっております。そこで、東京都港湾審議会条例第八条第二項の規定に従いまして、部会委員を指名させていただきます。

学識経験を有する委員のうちから、川嶋委員、倉本委員、それから港湾・海上公園利用者の委員のうちから、鶴岡委員、田中委員、田邊委員、都澤委員、行政関係機関の委員のうちから、森北委員、内波委員、恩田委員の九名の方々にお願いいたしましたと思っております。よろしくお願いいたします。

審議事項

(1) 東京都海上公園計画の変更 (案)

(2) 東京港港湾計画の軽易な変更

(案)

○高橋会長 続きまして、諮問事項の審議に入らせていただきます。

す。

諮問書の写しは、皆様方のお手元に資料として配付してございます。

諮問事項第一点、「東京都海上公園計画の変更(案)」、「東京港湾計画の軽易な変更(案)」の二件につきまして、事務局より説明をしていただきました後に、まとめてご意見、ご質問などを伺いしたいと思います。

それでは、説明をお願いいたします。

石原臨海開発部長、よろしくお願いたします。

○石原臨海開発部長 臨海開発部長の石原でございます。

私からは、諮問事項のうち「東京都海上公園計画の変更(案)」につきまして説明申し上げます。恐縮でございますが、着席をしてご説明をさせていただきますと存じます。

本件は、東京都海上公園条例第六条第三項に基づきまして、諮問させていただきましたものでございます。

お手元の資料「東京都海上公園計画の変更(案)」をご覧くださいと存じます。

表紙を一枚めくっていただきますと、目次がございます。本日、ご審議いただく案件は一件でございます。

一枚めくっていただきまして、一ページの案件位置図をご覧ください。

赤で囲ってあります江東区にある若洲海浜公園の既定計画の変更でございます。

二ページをご覧ください。

変更の理由でございます。東京港臨海道路の整備に伴い、臨海Ⅱ期道路隣接地の利用計画に変更が生じたため、若洲海浜公園計画決定区域の変更を行うものでございます。あわせて、若洲海浜公園の一部を江東区へ移管するため、海上公園計画を変更するものでございます。

若洲海浜公園の区への移管につきましては、平成十七年二月の本審議会の答申を踏まえ、平成十八年度にキャンプ場や駐車場施設など公園の一部を移管し、現在の江東区立若洲公園となっております。今回の区移管につきましては、東京港臨海道路整備の関係で敷地境界が明確になっていなかったことから、平成十八年度に移管できなかった分を区へ移管するものでございます。

なお、海上公園の管理主体の移管に関する基本的な考え方などにつきましては、八ページに参考資料としてお示しさせていただきます。それでは、案件につきまして具体的に説明をさせていただきます。

三ページをご覧ください。

航空写真に今回の変更部分を表示してございます。

次の四ページから六ページには、今回変更部分の詳細を表示してございますので、これで説明させていただきます。

まず、四ページでございますが、若洲海浜公園計画決定区域の現状を示してございます。茶色の部分が道路区域、薄い緑色の部分が若洲海浜公園、濃い緑色の部分が江東区立若洲公園でございます。

続きまして、五ページでございますが、変更の詳細を表示してございます。

黄色の①及び④の〇・五ヘクタールは、道路から公園に変更する区域でございます。ピンク色の②の〇・六ヘクタールは、公園から道路に変更する区域となります。また、青緑で囲みました③及び④の〇・四ヘクタールにつきましては、江東区へ移管される区域となります。④につきましては、道路から公園へ変更になった後、区移管される区域となります。この部分の面積につきましては、①及び③に含めて計算してございます。

六ページは、若洲海浜公園計画の決定区域の変更後を示して
ございます。

今回の東京都海上公園計画の変更によりまして、若洲海浜公
園は陸域で七十七・九ヘクタール、水域で二十一・二ヘクタ
ール、総面積百・一ヘクタールの規模となります。

なお、移管された公園〇・四ヘクタールにつきましては、今
後江東区が区立若洲公園に取り込んで管理していくこととなり
ます。

また、七ページに東京都海上公園計画総括表がござい
ます。
ご参考にしていただければと存じます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○高橋会長 ありがとうございます。続きまして、石山さん、お
願います。

○石山港湾整備部長 港湾整備部長の石山でございます。

私からは、港湾計画の軽易な変更（案）についてご説明さ
せていただきます。恐れ入りますが、着席して説明させていた
だきます。

港湾計画の軽易な変更（案）につきましては、資料二―二を
用いて概要をご説明させていただきます。

今回、軽易な変更が三件ございます。一件は、若洲海浜公園
の土地利用計画及び港湾環境整備施設計画の面積の変更でござ
います。二件目は、（仮称）臨海地区特別支援学校に関する土地
利用計画の面積の変更でございます。三件目は、（仮称）豊洲新
市場棧橋の土地造成計画の面積の変更でございます。

それでは、一枚目をご覧ください。

若洲海浜公園の土地利用計画、環境整備施設計画の面積の変
更でございます。

先ほど海上公園計画の変更で説明した内容を港湾計画に
おいても整合を図るため、必要な面積の変更を行うものでござ

います。海上公園計画と港湾計画で名称や土地利用計画の区分
等が異なるため、面積等はそれぞれの表示で異なりますが、変
更の内容は同じものがございます。

簡単に変更内容のご説明をいたします。

まず、（一）の土地利用計画でございます。東京港臨海道路
の整備完了に伴い、土地利用計画を整理するもので、右側の変
更前と変更後の図面を示しております。

黄色で示したその他緑地は九・〇ヘクタールから九・四ヘク
タールになり、緑で示した若洲海浜公園の一部である緑地は六
十九・〇ヘクタールから六十八・五ヘクタールになります。ま
た、赤で示した交通機能用地は、緑地に変更する部分とけた下
が交通機能用地となる部分の差し引きから、八・〇ヘクタール
から八・一ヘクタールとなります。土地利用の計画の変更内容
は、左側の表に整理してございます。

続きまして、（二）港湾環境整備施設計画でございます。

一枚目の右側でございます。港湾計画では、港湾の環境の整
備のために整備する海浜、緑地、広場等の施設を港湾環境整備
施設として計画に位置づけております。先ほどご説明した土地
利用計画の変更を踏まえ、港湾環境整備施設である若洲海浜公
園の部分を六十九・〇ヘクタールから六十八・五ヘクタールに
変更します。

以上が若洲海浜公園に係る土地利用計画及び港湾環境整備
施設計画の変更内容でございます。

引き続きまして、二枚目をご覧ください。

（仮称）臨海地区特別支援学校についてでございます。

江東区を中心とする湾岸周辺地区において、急速な都市開発
の進展に伴いまして、教育人口が増加し、知的障害者特別支援
学校の在籍者の増加が見込まれています。このため、臨海副都
心青海地区に（仮称）臨海地区特別支援学校の設置に供するよ

う、臨海副都心まちづくりに係る計画を変更したことから、これにあわせて港湾計画の土地利用計画の面積の変更を行うものでございます。

対象箇所は、左側写真に示しておりますように、十二号地、テレコムセンターの南側でございます。(仮称)臨海地区特別支援学校予定地は、右側図面の赤枠で示している範囲であり、都市機能用地と交流厚生用地にまたがる範囲に計画されており、学校施設につきましては、都市機能用地に設置されるべき施設であるため、交流厚生用地に係る部分を都市機能用地に変更いたします。

土地利用計画の変更対象面積は、赤枠のうち斜線を引いている一・〇ヘクタールの範囲でございます。これにより、交流厚生用地は右上の表に示すとおり、八・〇ヘクタールから七・〇ヘクタール、都市機能用地は七・一ヘクタールから八・一ヘクタールに変更となります。

以上が臨海地区特別支援学校に係る土地利用計画の変更内容でございます。

続きまして、三枚目をご覧ください。

豊洲新市場棧橋(仮称)でございます。豊洲新市場専用棧橋の整備に当たり、棧橋への円滑なアクセスを確保し、効率的に利用するため、荷役用の車や人の通行用に取付道路を整備する予定でございます。これにあわせて、港湾計画の土地造成計画の面積の変更を行うものでございます。

現在の豊洲新市場棧橋の計画は、延長二百メートル、幅二十メートルの〇・四ヘクタールの土地造成計画となっております。ただいまご説明しましたとおり、取付道路を整備するため、土地造成計画の面積が〇・二ヘクタール増え、右上の表のとおり〇・四ヘクタールから〇・六ヘクタールに変更となります。

以上が豊洲新市場棧橋に係る変更の概要でございます。

ご説明いたしました内容が港湾計画書(案)及び港湾計画資料(案)に記載されております。また、港湾計画図につきましては、港湾計画書末尾に三件の変更も含め、A三、一枚に整理してあります。

以上で港湾計画の軽易な変更(案)の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○高橋会長 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、皆様方からご意見、ご質問等ございましたら、どうぞよろしくお願いたします。いかがでございますか。

はい、どうぞ。

○清水委員 意見を述べさせていただきます。

(仮称)臨海地区特別支援学校について、審議事項ということとでよつとこれ、不同意にさせていただきます。私ども、まず、都内で不足している特別支援学校建設については、私たちは反対するものではありませんが、この場所への設置については、やはりふさわしくないということ、文教委員会などでも主張してまいりましたけれども、住宅の少ない地域というのは障害児教育の環境にはふさわしくなく、配慮に欠けるし、いろんな人たちに囲まれて成長できるような場ではないということや通学距離が長いこと、他にとてもないと、仕方ないということもあり得るかもしれないが、やはり引き続き他の土地を探していただきたいということであり、同意するということできません。

それからもう一つ、(仮称)豊洲新市場棧橋についてですけども、棧橋の変更ということですけども、私たちは、この築地市場の豊洲移転そのものに対して反対の意見を主張しております。豊洲市場予定地内には環境基準の四万三千倍のベンゼンなど深刻な土壌があり、食の安全や安心が求められる市場用地として不適切であるということも位置づけています。都の進

める土壌汚染調査、土壌汚染対策などは、これまで汚染を通さないという説明をしてきた不透水層というものに対して、その機能がないということも最近の調査で明らかになっています。対策工事も不透水層の存在が前提であるために、これが欠陥対策であり、これ以上、都民の税金をつぎ込んで土壌汚染対策を進めるということは認められないということで、工事を中止して現在地再整備も進めようという主張しているために、本案については不同意とさせていただきます。

以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。ただいまの清水委員からのご質問、何か事務方でお答え願えますか。

特にそっこのほうは。

ほかに皆さん、ご意見ございますか。本件につきまして、サイレントマジオリテイの方はよろしいのではないかと私は思っておられるんじゃないかと思えますけれども、いかがですか。鈴木さん、田中さん、いかがですか。よろしいですか。

どうですか。ほかにご意見ございますか。よろしいですか。清水委員のご意見も大変ありがたく拝聴いたしました。全体として、ここに臨席の皆さん方、マジオリテイとしては、これは東京都の新しいファシリテイにつきまして改善をしようと思いがいいものによろしく、こういう提案だと思えますので、よろしいんじゃないかと思えますが、お諮りいたしたいと思います。

ただいまの東京都海上公園計画の変更(案)、東京港湾計画の軽易な変更(案)につきましては、原案を適当と認めることといたしたいと思いますけれども、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高橋会長 ありがとうございます。それでは、ご異議ございませんというところでございますので、原案を適当と認め、後ほど

答申することといたします。

なお、平成二十四年度の港湾環境整備負担金に係る負担工事対象の指定につきましては、本審議会の後に開催されます負担金部会で審議いただくことになっておりますので、部会の皆様、よろしく願います。

報告事項

(1)第三十一回港湾環境整備負担金

部会の報告

○高橋会長 それでは、続きまして、報告事項に入ります。

第三十一回港湾環境整備負担金部会の決議につきまして、部会長の川嶋委員からご報告をお願いいたします。

川嶋さん、よろしく。

○川嶋委員 港湾環境整備負担金部会の部会長を仰せつかっております川嶋でございます。

平成二十三年度の第三十一回港湾環境整備負担金部会の審議結果についてご報告を申し上げます。

平成二十三年十一月十一日に港湾環境整備負担金にかかわります負担対象工事の指定につきまして、知事のほうから審議会に諮問がございました。

お手元の資料三の「第三十一回港湾環境整備負担金部会の報告」をごらんいただきたいと思います。

一枚おめくりいただきました。資料をご覧いただきたいと思います。これが諮問書でございます。

続きまして、二ページをご覧いただきたいと思います。負担

対象工事の指定についての諮問内容でございます。

平成二十三年度の負担対象工事は、平成二十二年度に実施した工事でございます。工事内容及び負担金にかかります①から⑧の各項目につきましては、港湾環境整備負担金条例に基づきまして、部会終了後、平成二十三年十二月十六日に告示をしております。

最後に、三ページの資料をご覧くださいと思います。こちらが答申書でございます。

部会におきまして、慎重に審議を行いました結果、東京都港湾審議会条例第八条の二に基づきまして、原案を適当とする旨、答申いたしましたので、ご報告を申し上げます。

以上でございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

港湾環境整備負担金部会につきましては、東京都港湾審議会条例の規定によりまして、部会の決議をもって審議会の決議とするということになっておりますので、ご了承賜りたいと思います。ありがとうございます。

(2)港湾計画の改訂について

○高橋会長 続きまして、港湾計画の改訂につきまして説明をお願いいたします。

石山港湾整備部長、よろしくお願いたします。

○石山港湾整備部長 それでは、港湾計画の改訂についてご報告いたします。恐れ入りますが、着席して説明させていただきます。

これから検討を進めてまいります港湾計画の改訂の進め方や視点についてご報告いたします。

資料四を用いて説明させていただきますと思います。

最初に、一枚目、①の改訂の進め方でございます。

まず、東京港第八次改訂港湾計画に向けたこれまでの経緯についてでございます。

東京港は現在、平成十七年十二月に策定いたしました東京港第七次改訂港湾計画に基づき整備を進めておりますが、平成二十三年九月に、京浜港のさらなる国際競争力強化を図るため、東京、横浜、川崎の京浜三港は、共同で次期港湾計画の基本となる京浜港の総合的な計画を策定いたしました。この京浜港の総合的な計画につきましては、昨年十一月の港湾審議会において説明させていただきましたが、資料四の参考資料として概要版を用意いたしましたので、後ほどご覧いただければと存じます。

東京、横浜、川崎の三港は、この計画を基本として、平成二十五年度末を目途にそれぞれの港湾計画を策定することで合意しておりまして、次期改訂港湾計画の目標年次は、平成三十年代後半と考えております。

次に、港湾計画改訂に向けた具体的な検討方法についてでございますが、港湾計画の改訂内容につきましては、別途港湾計画調査検討委員会を設置し、具体的な検討をお願いしようと考えております。また、港湾計画の改訂は平成二十五年度末を予定していますが、地震対策施設の計画など緊急を要する施策については、新たに策定される東京都地域防災計画等を踏まえ、八次改訂に先立ち前倒しで港湾計画の一部変更を行えるよう検討を進めていきたいと考えております。

次に、検討体制についてでございますが、港湾法、東京都港湾審議会条例により、東京都港湾審議会では港湾計画の調査・審議を行うことが定められています。港湾審議会では、港湾計画の一部変更や中間報告等の節目においてご審議をお願いして

いく予定でございます。審議をしていただく案をつくるため、改訂の詳細な内容につきましては、別途設置する港湾計画調査検討委員会で検討を進めていくことを考えております。

港湾計画調査検討委員会には、学識経験者として港湾審議会構成委員から、苦瀬先生、下村先生、高橋先生、三村先生、森地先生に参加していただき、ご指導をお願いする予定でございます。そのほかに港湾利用者の皆様、関係行政機関の職員の皆様にもお願いしていく予定でございます。

また、船舶の航行、操船等に係る専門的な検討が必要になった場合には、船舶航行安全対策検討調査委員会を設置する予定でございます。

次に、右側にいつて改訂のスケジュールでございますが、平成二十四年十一月九日の港湾審議会、本日の港湾審議会ですが、改訂の進め方、改訂の視点についてご報告させていただいております。今年度内に早期の対応が求められる地震対策施設の計画等については、前倒しをして一部変更を予定しており、平成二十五年三月を目途に港湾審議会を開催し、一部変更の審議をしていただきたいと思います。

平成二十五年年度に入り、十一月ごろには港湾審議会を開催し、港湾計画の中間報告を行う予定でございます。その後、ブリックコメントを行い、最終的には平成二十六年三月を目途に港湾審議会を開催し、第八次改訂港湾計画の審議を行っていただきたいと思います。

港湾計画調査検討委員会は、平成二十四年度内に二回程度、平成二十五年年度には三回程度開催し、港湾計画の検討を詳細に行っていく予定でございます。

以上が改訂の進め方の概要でございます。一枚おめくりいただきたいと思います。改訂の視点でございます。

現在の東京港を取り巻く状況と改訂の視点についてご説明いたします。

まず、東京港を取り巻く状況でございます。一点目は、国際コンテナ戦略港湾の選定です。

国は、選択と集中により我が国港湾の国際競争力を強化するため、国際コンテナ戦略港湾の公募を行いました。東京港は、京浜三港の管理者と東京港埠頭株式会社及び当時の財団法人横浜港埠頭公社、現在は株式会社ですが、それとともにこれに応募し、平成二十二年八月に選定されたところでございます。この中で京浜三港は、東日本のメインポート機能の維持、日本のハブポートの実現、東アジアの国際ハブポートの形成の三つのターゲットを掲げております。

二点目は、東日本大震災の発生です。

東日本大震災の発生により、地震、津波対策の必要性が再認識されました。また、東京都では、地域防災計画の改定を進めており、この計画に基づき対応を図っていくことが求められます。

三点目は、MICE・国際観光拠点の形成に向けた取り組みについてです。

MICEとは、頭文字でMがミーティング、Iがインセンティブ、Cがコンベンション、Eがイベントあるいはエグジビションという四つのビジネス要素の頭文字をとった造語でございますが、都では、東京をアジアのヘッドクォーターへと進化させるために、臨海副都心をMICE・国際観光の一大拠点への発展させる取り組みを進めております。

また、運河ルネサンス等の取り組みにより、大都市における貴重な水辺空間について魅力向上を図る取り組みを進めていますが、今後もさらなる水辺空間のにぎわいの創出が求められるところでございます。

四点目は、埠頭施設等の利用形態の変化です。

例えば、ばらもの等の在来貨物の取扱量が減少しており、利用の低下している埠頭あるいは原木の取扱量の減少により、木材関連施設等の利用状況の低下などが見られます。こうした変化への対応を図っていく必要があります。

五点目は、環境への取り組みです。

平成二十年六月に東京都環境確保条例が改正され、大規模事業所への温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度の導入が行われました。また、都市開発・港湾機能拡充にあわせて環境への対応が必要とされております。

六点目は、オリンピックへの対応についてです。

東京都は、平成三十二年のオリンピック開催地として立候補しており、オリンピック開催に向け臨海部における対応が必要となる可能性があります。

なお、オリンピックにつきましても、平成二十五年九月に開催都市が決定いたします。

続きまして、右側に移りますが、こうした状況を踏まえて、改訂の視点として検討を深めていくべき内容を例示しております。

一点目は物流です。国際コンテナ戦略港湾として、コンテナ物流に関する国際競争力の強化を図るため、コンテナ基幹航路の維持拡大、交通ネットワークの強化、交通の円滑化、また、貨物集荷力の強化、ターミナルの機能強化等の対策の検討でございます。

二点目は、安全・安心、防災力の強化です。東日本大震災の発生を受け、改めて地震、津波対策を見直し、耐震強化岸壁の拡大や帰宅困難者等被災者輸送の強化、津波、高潮対策の強化が求められています。また、港湾BCPの策定も必要と考えられます。

三点目は、観光、交流です。国際的なビジネス拠点、MICE、国際観光拠点の形成に向けた取り組みにあわせ、客船誘致の促進、機能強化などが挙げられます。また、新たな水辺空間のにぎわいの創出として海上交通ネットワークの強化も必要な視点と考えられます。

四点目は、利活用、効率化です。利用の低下している施設等があることを踏まえ、低未利用地や水面利用の見直し、施設の利用転換が求められています。こうした施設や水面のあり方を考えていく必要があります。

五点目は、環境です。環境確保条例の改正を踏まえ、港湾施設のCO₂削減への取り組みや廃棄物等の処分場の確保、水質改善、緑・水辺空間の確保などが考えられます。

六点目は、オリンピック関連についてです。オリンピック開催が決定した場合、オリンピックの開催に向けた対応が必要となります。

以上が改訂の視点の概要でございます。こうした視点に立ちまして、今後、港湾計画調査検討委員会で詳細な検討を進め、節目ごとに審議会にお諮りしてまいりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

大変よくできておられると思えますけれども、ぜひ皆様方から忌憚のないご意見、ご質問ございましたら承りたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

はい、どうぞ。よろしく。

○藤井委員 都議会の藤井でございます。

ただいまご報告いただきました港湾計画の改訂について、二番目の改訂の視点ということで、いろんな視点でいろいろと検討されておりますが、その中で私はこの安全・安心、防災力の

強化、特に耐震強化岸壁の拡大や被災者輸送の強化、さらには津波、高潮対策の強化、港湾BCPの策定というふうに掲載をされております。この点について何点かお伺いをしたいと思います。

この改訂の視点として、耐震強化岸壁の拡大、津波、高潮対策の強化等が記載されておりますが、昨年の東日本大震災を受けまして、この耐震強化岸壁の果たす役割というのが非常に重要であるということを変更して認識したところであります。

そこです、この耐震強化岸壁の役割と現在の整備状況についてお伺いをいたします。

○高橋会長 ありがとうございます。

はい、どうぞ、石山さん。

○石山港湾整備部長 耐震強化岸壁は、大規模地震が発生した際も大きな損傷を受けず荷役作業を行うことができるよう、耐震性を強化した係留施設でございます。

耐震強化岸壁では、震災時に緊急物資を輸送するための施設と首都圏の経済活動を支える国際海上コンテナを輸送するための施設とがございます。現在、緊急物資の輸送に対応する施設は芝浦埠頭などで十一バースが整備済みでございます。品川や有明埠頭など五バースで今整備をしているところでございます。国際海上コンテナ輸送施設は、大井埠頭において三バースが整備されておりまして、現在、中央防波堤外側埋立地において一バースを整備しているところでございます。

○高橋会長 よろしくございますか。

はい、どうぞ、藤井さん。

○藤井委員 この耐震強化岸壁には、緊急物資を輸送する施設と国際海上コンテナを輸送する施設の二種類があるということでございますが、この耐震強化岸壁を検討する上で基本となる考え方についてお伺いをいたします。

○高橋会長 はい、どうぞ。

○石山港湾整備部長 耐震強化岸壁の検討に当たりましては、地域的なバランスを考えた配置あるいは緊急物資を供給すべき人口の推移、震災時におけるコンテナ埠頭のあり方や東日本大震災を踏まえた被災者避難等について考慮していく必要があると考えております。そうしたことを本審議会や別途設置する調査検討委員会で検討していきたいと考えております。

○高橋会長 はい、どうぞ、藤井さん。

○藤井委員 一方で、この東京港の臨海部では、都民を守るために津波や高潮から浸水を食いとめる水門とかあるいは防潮堤の整備が非常に重要になってくるわけでございます。東京都から発表されました東京湾北部地震による津波被害想定によりまして、品川沖で二・六一メートルの津波、大田区で二・二七メートルということございました。これに対して、東京湾には東京港が防潮堤を整備しているわけですが、防潮堤の高さは一番高いところで三・九メートル、一番低いところで三・五メートルというふうに聞いております。

そこで、これらの海岸保全施設の整備について、今後の取り組みはどういうふうに進めていくのかお伺いをいたします。

○高橋会長 はい、どうぞ。

○石山港湾整備部長 東京港の水門や防潮堤など海岸保全施設は、港湾計画で位置づける対象ではございませんけれども、大変重要な施設でございます。東京都防災会議の被害想定では、津波に対しては、現行の防波堤の高さで対応が可能であることがわかりましたが、ここで示された最大級の地震に対する防潮堤等の耐震性については、現在確認を進めているところでございます。

この結果を踏まえて、別途年内に現行の海岸保全施設の整備計画を見直しまして、海岸保全施設整備の一層の推進に取り組

んでいく予定でございます。

○高橋会長 はい、どうぞ。

○藤井委員 最後に要望でございますが、防潮堤あるいはこの水門対策もそうでございますが、先ほど答弁にありましたように、やはりいざ東京に首都直下地震が来た場合、やはり相当な被害が出てきます。そうすると、やはり緊急物資を運ぶための重要なこの機能も持っておりますし、また、私どもは都議会におきましても、病院船といえますか、やはり道路が破壊されますので、そういった意味では病人等を運ぶための機能、船で運ぶための機能とか、また、そういった港に医療行為ができるような施設もまた考えていかなきゃいけない。そこで、埠頭とかあるいは岸壁等が地震で壊れたら、これはこういった重要な機能が果たせなくなる。実はちよつと私どもの調査では、東京都内、道路もそうですが、こういった岸壁や埠頭に対して空洞が結構あるということも言われております。例えば岸壁は、長年波にやられていますと、岸壁の中の砂あるいはそういった中身が海に流出して中に空洞ができる。その空洞によって、いざ地震等によってその空洞が原因でもって岸壁が壊れたり何かしますと、まさに先ほどの緊急物資を運ぶ機能とか国際コンテナの機能とか、あるいは病人等を運ぶような機能ができなくなってくるといふ、そういったことが懸念されますので、ぜひこういったことも含めまして耐震対策、そして、耐震診断をして耐震対策に万全に取り組むよう要望して、終わります。

○高橋会長 ありがとうございます。

はい、どうぞ。

○清水委員 改訂の視点につきまして、私も一言要望をしたいと思えます。

次の視点も議論に加えていただきたいということ要望したいと思えます。これは、既に言われていることですから

も、東京などの港がアジアなどの港に競争を挑むということに進められていますけれども、それは大きな投資が予想されています。

しかし、東京には高齢化、少子化問題を初め、今お話がありましたような防災力の強化、耐震化の大きな課題というものが山積しています。荷物の首都圏への集中ということも同時に地方経済の疲弊を一層悪化しかねないという問題もある中で、競争という発想ではなく、既にハブ港となっている港の活用など、アジアの視点に立つて協調ということも含めた物流精査が必要ではないかということについても、やはり私たちは議会の中では主張しているんですけども、そういった視点も議論の中に入れていただきたいということをご要望いたします。

○高橋会長 ありがとうございます。

はい、どうぞ、田中先生。

○田中委員 今、藤井委員のほうから視点的なほうで防災力の強化がありまして、関連で私も質問させてもらいたいと思うんですが、この検討報告の二番の中に、この計画については地域防災計画の内容を踏まえて、八次計画に先立って前倒しを検討していくとありますが、これについての質問です。

待ったなしの防災力の強化で、東京都もこの地域防災計画を前倒して素案を出して、今、防災対策の特別委員会も開かれて議論されていて、一日でも早くこれを進めていこうという中で、やはりこのスケジュールを見ると、二十六年に審議会の答申が出て、目標は三十年代後半というので、これでは全然やっていることと目標が齟齬で合わないかと思うので、ここに「前倒しを検討していく」とあるんですけど、前倒しで検討するのも時間がかかるので、もう前倒しをしていくということで、ぜひもうできることは、ここで言えばもちろん防災の岸壁を100%耐震にするというのが三十年代後半の目標かもしれませんが、BCP

の策定や被災者輸送の強化などはすぐできることも多々あるかと思ひますので、ぜひこの視点の中の前倒しを検討していくんじゃないかと、もう前倒しをしていくというぐらいの意気込みまでぜひやっていただきたいと思うんですが、お考えをお聞きします。

○高橋会長 はい、石山さん、どうぞ。

○石山港湾整備部長 港湾計画の中で、位置づけとしてするのは耐震強化岸壁とかそういうものが対象になります。こういうものに関して、できるだけ早くということでも我々も一部変更の中で対応していきたいというふうに考えております。

それからまた、ほかのものに関しては、港湾計画の改訂の内容とは別に、別途いろいろそれぞれ進めていくべきものがありますので、そういうものは進めていくということでも考えていきたいと思ひます。

○高橋会長 ほかにどうぞ。

では、皆さん、諸先生は大変にいい意見をいただきました、ありがとうございます。私も今から十七年前の一九九五年の阪神・淡路大震災のときに日本郵船の副社長をしております、二日後にはヘリコプターで行きました。それで、神戸の六甲コンテナターミナルやその他ずっと歩き回りました。やっぱり液化現象で、相当ガントリークレーンが倒れたりなんかいろいろしているんですね。その先訓は絶対に生かさなきゃいかんと思ひます。

それから、当然私もこの計画書の中には、皆さん大変に心配しておられる安全・安心の部分をは相当突っ込まれるだろうなと思ひ思っております。いや、当然まだ実際この東京港を今、私は名実ともに世界一美しい、よくできた港だと思ひますけれども、これはかなり古い、阪神・淡路大震災の前からずっと手がけておったターミナルがあるでしょう。そうすると、

もう一遍徹底的に耐震構造がどうなるのか、それから、この間の地震よりもっと恐ろしいのは、東海地震や何かが控えているわけですね。そういうことも含めて徹底的に検討する必要がありますと思ひます。ぜひこれから審議委員の皆さん、金に糸目をつけずに徹底的に僕はやっぱりやるべきときが来ていると思ひます。ひとつよろしく。

はい、どうぞ、崎田先生。

○崎田委員 崎田です。今、先生のお話で思つたんですが、先ほど来、委員の皆さんから安心・安全のところのお話がありました。ぜひ地震もちろんそうなんですが、それだけではなく、今、地球温暖化の話が余り強く言われない、エネルギーの話で言われないんですけども、台風とか嵐の規模が大変大きくなるということが顕著になつてきていますので、そういうような天候に対する適応とかそういうこともぜひ念頭に入れて、その部分をやっていたらあればありがたいなというふうに思ひます。

○高橋会長 おっしゃるとおりですね。ありがとうございます。

○崎田委員 あと、特にこの港湾の環境部分のところの温暖化対策などしっかり取り組んでいただいているんですが、今までエネルギーの電力のシステムのことを取り組もうと思つてもなかなか取り組めないこととか結構あつたと思ひますけれども、これから電力のシステム改革とか自給率を高める話とか、この分野を大きく変革しようとしていますので、今度この計画を考へるときに、特にそういう部分をぜひ大胆に新しい方向を見据えていただければありがたいなというふうに思ひます。どうぞよろしくお願ひします。

○高橋会長 ありがとうございます。皆さんもほかに意見、いろいろ聞かせてください。

はい、田邊さん、どうぞ。

○田邊委員 先ほど清水委員からご要望が出ておりました港湾における競争力の問題でございますが、ユーザーとして私は東京港定航船主会を代表して、ユーザーの立場からお話させていただきますと、あえてこれは日本と申しますが、日本の港湾の機器や海運の大型化あるいは第二パナマックスの建設以降に進んでまいります新しい海運の時代に対応してみた場合に、港の機器が余りにも古くなっている、こちらにおられる高橋先生のコンテナ化の時代から申しわけないんですが、余り変わっていないというところでシンガポールあるいは香港、あるいは釜山、さらにはインチョンといったあたりの港と比べて、正直途上国の港湾ではないかと。途上国の方が来られたときに思われるようなレベルにあるということをまず事実として知った上で、先ほどご要望にございました競争の観点一つではなくて、この競争の中で十分に戦える港をつくっていかないと、日本の産業構造がこのまま途上国にすべて移っていつてしまうと、これは清水先生が先ほどおっしゃっておられる国民の、都民の生活や暮らしを守るという観点からしても大変由々しい事態を招きかねないと危惧するわけがあります。

そのことについて港湾計画をご策定いただいておりますので、ユーザーの側はもちろん、国際競争力のある港を建設いただいて、より多くの外国船社がこの港にやって来て、日本のものづくりや生活輸入物資、輸出物資が円滑に運ばれるということに力を注いでいただきたいわけですが、であればこそ三港連携におけるこれからのプロシージャールにおいては、この東京港を取り巻くと書かれておられる課題が現在、横浜でも川崎でも同じようなことが書かれておりますので、これから先の進捗においては、だれがどのことをやるのかということについて真摯にご議論いただいて、予算の二重投資であるとか、かえって三港の中で無用な競争が惹起されないようにというあたり

での本当の競争力の確保をお願いして、ご意見とさせていただきます。

○高橋会長 貴重なご意見ありがとうございます。ほかにどうですか。そちら、大沢さん、何かご意見ございますか。

○大沢委員 では、すみません。今、田邊委員がおっしゃっていたことは当然だと思っておりますし、先ほど新しいパナマックスの基準で、やはり四十五フィートコンテナ対応というものもしつかりとこれは国とも連携をして、視野に入れてしつかりとした物流の視点から四十五フィートコンテナの対応というものもこの三十年をめどにやるのであれば、その視野に入れていくというのが私は必要ではないかなと思っております。ご意見をさせていただきます。

○高橋会長 ありがとうございます。ほかにご意見ございますか。大体ご意見、出尽くしたようでございますので、大変にこんなに積極的にいろんなご意見をいただけると私は思っております。当然この間の三・一が終わった後ですから、この安全・安心の部分については、相手を引き締めて対応しなきゃいかんなど私も思っております。ぜひそういうことを全部盛り込んで、これから港湾計画の改訂に当たる委員の皆さんに徹底的に検討してもらいたいと思っております。それでは、以上をもちまして、報告事項の検討を終わらせていただきます。

答申手続き

○高橋会長 それでは、続きまして、諮問事項の答申に入らせていただきます。

先ほどご審議いただきました「東京都海上公園計画の変更

〔案〕並びに「東京港湾計画の軽易な変更（案）」につきましては、原案を適当と認めることといたしましたので、その旨を答申いたしたいと思えます。

会長の私から答申書を安藤副知事にお渡しいたしますが、準備の都合によりまして、しばらくお待ちください。

それでは、答申書に署名をいたしますので、よろしく。

（答申書に署名）

（答申書 手交）

○高橋会長 どうもありがとうございます。

東京都副知事挨拶

○高橋会長 それでは、安藤副知事からご挨拶賜りたいと思えます。よろしくお願ひします。

○安藤副知事 安藤でございます。一言ご挨拶を申し上げます。

各委員の皆様におかれましては、多大なご支援とご協力を日頃からいただきまして、改めて御礼を申し上げます。

また、このたびは十二名の委員の方が代わられておりますが、新たに委員にご就任された皆様方、引き続きお願ひする皆様方、どうぞよろしくお願ひいたします。

ただいま会長から諮問につきまして原案を適当と認める旨の答申を頂戴いたしました。ご審議を賜りましたことに対しまして、御礼を申し上げます。

少し東京港の点に触れさせていただきましたと、まず、外貿コンテナの取扱量でございますけれども、震災や海外経済の減速などのあおりを受けておるわけですが、そういう中で、日本で初めて四百万TEUを上回りました、過去最高を記録するなどその重要性がますます高まってきているところがございます。

他方、世界の情勢を見ますと、アジア諸港が著しい躍進を遂げるとともに、コンテナ船の大型化が進みまして、寄港地の絞り込みが行われるなど大変厳しい国際競争の波にさらされているということだというふうに思います。

こうした状況に対しまして、先ほどご説明申し上げましたが、三港連携によりまして、共同で京浜港の総合的な計画というものを策定いたしました。本日ご報告させていただきましたとおり、これによりまして、この総合的な計画を基本として、来年度末を別途にただ今も熱心にご意見を頂戴いたしましたけれども、港湾計画の改訂に向けた検討を進めてまいります。今後とも東京港へ寄港する国際基幹航路を堅持するために、貨物集荷に向けた取組を積極的に進めるとともに、埠頭整備でありますとか交通ネットワークの強化などに着実に努めてまいりたいと思っております。

また、東京都では、昨年の東日本大震災を踏まえまして、今年四月でございますが、首都直下地震によります東京の被害想定を全面的に見直しました。さらに、この年内を別途に地域防災計画の修正を行っているところでございます。東京港におきましても、地震、津波に伴う水害対策について最新の科学的知見を踏まえて検討を重ねてまいりました。これらの水害対策や災害時の緊急物資、人員の輸送対策等につきましては、早急な取組が求められておりまして、これまで以上にスピード感をもって着実な整備に取り組んでいけるよう努めてまいりたいと思っております。

加えまして、東京港は首都圏の一大物流拠点としての機能を果たすとともに、臨海副都心等のまちづくりでは、貴重な水辺空間、海上公園などの多様な機能が充実するように整備をしてまいりました。今後とも皆様方の貴重なご意見を承りながら、新たなにぎわいや魅力づくりを推進しまして、都民の方々や内

外からの来訪者が安心して楽しく快適に過ごすことができるように努めてまいりたいと思っております。

昨日、港湾局の予算要求がオープンになりましたが、相当力を込めて要求をしているようでございまして、予算編成等で安全等については十分な配慮が行われるのではないかなど私は思っております。

最後になりましたが、ご列席の委員の皆様には、今後とも東京港の振興、発展のためにお力添えを賜りますようお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。

今日はどうもありがとうございました。

○高橋会長 安藤副知事、どうもありがとうございました。

議事の終了

○高橋会長 これをもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。

最後に、事務局から連絡事項がございましたらお願いいたします。

○田代企画担当課長 ありがとうございます。

引き続きまして、港湾環境整備負担金部会を開催いたしますので、部会委員の皆様におかれましては、お疲れのところ大変恐縮でございますが、入り口を出まして向かい側にございます特別会議室二十四にお集まりいただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

委員の皆様、本日は長時間にわたりました、ご熱心な討議を承りまして、誠にありがとうございました。すばらしい今日の

審議会になりました。しっかりとこれを記録にとどめて、これを盛り込んで今後の東京港運営に当たっていきたいと思います。

それでは、これをもちまして閉会といたします。

どうもありがとうございました。

閉会 (午後二時三十九分)

——了——